

1. マニュアル（案）の概要

1.1. 目的

本マニュアルは災害(特に津波災害)に強い地域をつくるため、住民・道路利用者・事業者、防災関係機関、道路管理者が緊密な連携・協力を図り様々な震災対策を実施することにより、総合的な防災力が向上し、道路管理者が行う防災工事や点検等の防災事業とあいまって、津波による道路災害の被害軽減に大きく寄与することを目的としている。

「解説」

近年、豪雨災害や地震災害など、様々な自然災害が全国各地で相次ぎ、道路に関する被害も多数発生している。

道路は、社会経済活動の進展や人・物・情報の繋がり拡大、人や車の移動空間としてだけでなく、電気・ガス・上下水道・通信などのライフラインの収容空間や非常時における防災空間としての役割も担う重要な社会基盤となっている。

よって、道路には常に安全で安心して利用できることが求められるため、道路管理者としても、災害の防止、安全で信頼性の高い道路ネットワークの確保を重要課題の一つとして位置づけ、道路の整備や防災対策、維持管理を実施していく必要がある。

中央防災会議では、首都直下地震応急対策活動要領が策定され、平成19年6月には国土交通省業務継続計画が策定されるなど、道路管理者としても災害時における体制の強化がより一層必要とされている。

また、防災基本計画（平成9年6月中央防災会議）では、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる、とされている。

1.2. マニュアル（案）の適用対象項目と検討フロー

本マニュアルは道路利用者への情報提供を重視した津波被害軽減対策に適用する。
検討のあたりのフローチャートを図 1-1 に示す。

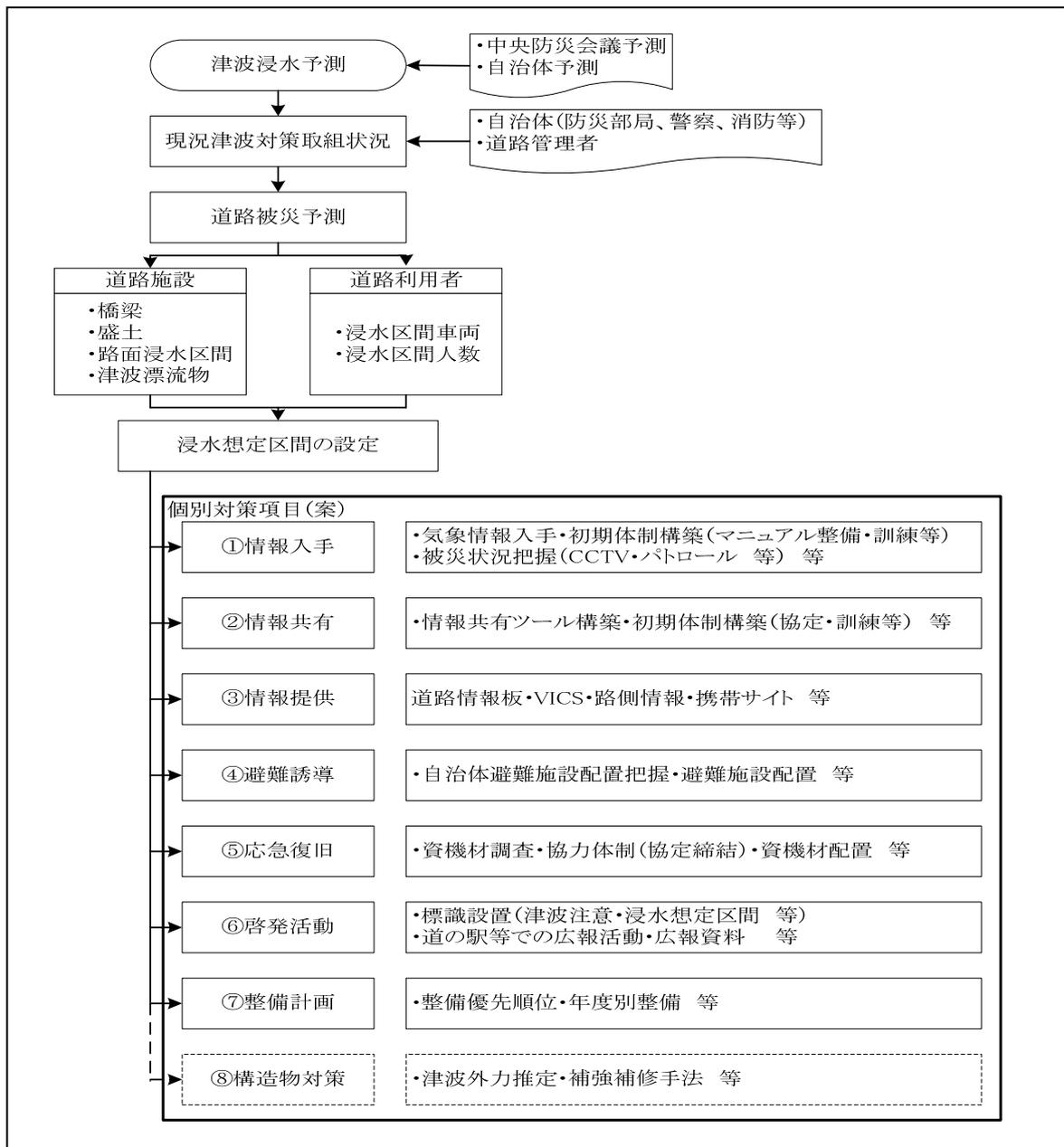


図 1-1 津波対策検討フローチャート

「解説」

本マニュアルは、主に津波による道路及び道路利用者の被害を最小化し、被災箇所を早期に復旧するために必要な事項を、道路管理に携わる実務者に参考になるようまとめたものであり、画一的に適用されるべき基準・指針を示すものではない。また、津波災害では主として人的被害の軽減を重視する観点から、道路利用者への情報提供、啓発活動等を中心に作成している。

また、それぞれの項目において、既の実施されている機関の事例についてもあわせて紹介しているので参考にしてほしい。

1.3 用語の解説

本編で取扱う用語について、次のように定義する。

1) 震災対策

地震に起因する施設被害の最小化を図るとともに、被害の拡大および被害による影響を抑制するための包括的な対策を指す。

2) 危機管理計画

道路に地震被害が生じる危機的な状態を想定し、被害の拡大および被害による影響を抑制するための適切な活動について事前に策定される計画。

3) 道路管理者

高速道路および指定区間内の一般国道については国土交通大臣、指定区間外の一般国道については都道府県または指定市、都道府県道については都道府県または指定市、市町村道については市町村がそれぞれ、当該道路の管理者である。(道路法)

また、高速道路株式会社および地方道路公社は、道路管理者の権限を代行することができる。(道路整備特別措置法)

本編では、上記管理者等を含む組織で道路管理に携わる職員も指す。

4) 職員

道路管理に携わる職員および道路管理に携わる業務委託者（維持作業受注者等）等をいう。

5) 防災担当職員

道路管理に携わる職員のうち、震後対応を実施するために各道路管理者においてあらかじめ定められた者をいう。

6) 協定会社

地震発生後の緊急調査や緊急措置、応急復旧作業等を目的として、事前に道路管理者と協力体制に関する協定を締結している会社をいう。

7) 浸水想定区域

津波被害予測シミュレーションにより、浸水することが予測される地域・区域をいう。

8) 路面冠水区間

津波被害予測シミュレーションの結果による浸水深より、路面の冠水により、道路機能が果たせなくなると予測される区間をいう。

9) 震災復旧

地震により被災した道路構造物について被害状況を調査し、その調査結果より適切な工法を選定・適用して、本来の機能を回復させることをいう。緊急調査、緊急措置、応急調査、応急復旧、本復旧のための調査、本復旧が含まれる。

10) 緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道およびこれらを連絡する幹線的な道路ならびにこれらの道路と都道府県知事が指定するもの（地方公共団体等の庁舎等の所在地、救援物資等の備蓄地点および広域避難地、以下「指定拠点」という）とを連絡する道路、または指定拠点を相互に連絡する道路。

地震直後から発生する救命・救急、消防、応急復旧活動等のための緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、地震防災対策特別措置法において「地震防災上緊急に整備すべき施設」として位置づけられている。

11) 道路啓開

道路施設被害、道路上への崩土、倒壊物、放置車両等の交通障害物により交通機能が低下した道路について、応急復旧工事や障害物除去により、災害応急対策等のために交通機能の回復を図ることをいう。